

環環環対第 8386 号  
令和 8 年 3 月 26 日

名鉄都市開発株式会社  
代表取締役社長 日比野 博 様

さいたま市長 清水 勇人



## 意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 11 条第 1 項の規定により、(仮称)さいたま市桜区田島プロジェクト環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

### 記

#### 1 全体事項

- (1) 調査計画書では誤記載、説明不足及び記載漏れが散見されていることから準備書では適切に修正すること。
- (2) 法令等の改正や通知の発出に伴い、調査計画書で示した基準値や算出方法に変更が生じた場合は新しい数値・方法に基づき、調査・評価を行うこと。
- (3) 事業に伴う関係機関等との協議の上で事業計画に変更が生じた場合は、さいたま市環境影響評価条例に基づき適切に対応すること。
- (4) 意見書において、事業実施に関する意見が多く寄せられているため、準備書の作成にあたっては、意見内容を真摯に受け止め、周辺環境に十分配慮したものとすること。

## 2 騒音、振動

建設機械の種類や作業方法、作業時間帯などを考慮し、計画的かつ効率的な工事計画となるよう検討すること。

## 3 水質

調査地点の選定理由について、工事中の排水が流入する水路や周辺河川との関係性を明らかにして説明すること。

## 4 水象

雨水流出抑制施設の配置を準備書に図示すること。

## 5 動物

事業の実施区域には既存の水路があることから、調査内容の動物相の種類に水生生物の追加を検討すること。

## 6 植物

現地調査の際に特定外来生物が確認された場合は、当該種の生育状況の把握に努め、工事の際には拡散することの無いよう適切に対応すること。

## 7 景観

予測評価で用いる環境基準・指標値について、さいたま市都市景観形成基本計画における田園景観ゾーンの都市景観形成方針を踏まえ、必要な事項の追記を検討すること。

## 8 温室効果ガス等

- (1) バイオディーゼル燃料をはじめとしたカーボンニュートラルに資するGX建設機械の使用について検討すること。
- (2) 供用後における施設の稼働状況を考慮し、温室効果ガスを環境影響評価項目として選定すべきか検討すること。

## 9 地域交通

- (1) 施設への搬入・搬出時の関連車両の走行ルートを準備書に図示すること。
- (2) 調査項目における「その他の予測・評価に必要な事項」について、具体的な調査内容を準備書に記載すること。
- (3) 事業地の周辺は、さいたま市立田島小学校及び田島中学校の通学区域であることから、児童及び生徒の通学の安全性が損なわれないよう配慮するとともに、その影響について適切に予測評価すること。